

第7回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和5年3月13日（月）10：00～12：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤隆幸（法務省民事局 参事官）

事務局

藤原朋子（子ども家庭局長）

野村知司（大臣官房審議官（子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当））

羽野嘉朗（子ども家庭局虐待防止対策推進室長）

○議題

（1）一時保護状請求手続について

○議事要旨

- 事務局から資料の説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

### 【資料1について】

- 同意の撤回時の対応については事務局資料の方向でよいのではないかと思う。最高裁においてもこの考え方の周知をお願いしたい。
- 同意の撤回時において、客観的に期限内に一時保護状の請求を行うことが困難であるかの判断には、児童相談所の事務処理体制や請求先裁判所との距離等も関係するものであり、こうした点への考え方も示すことが望ましい。
- 一時保護状の請求期限直前に同意の撤回がなされた場合の対応については、一時保護時の司法審査が導入された趣旨を没却しないようにしなければならないが、現場の体制や負担等を考慮すべき。
- 特に夜間・休日、連休の対応については、児童相談所の体制整備と併せての検討が必要であると思う。
- 親権を行う者等の同意の撤回の意思表示と児童相談所への到達にタイムラグがある場合の対応について整理しておく必要があるのではないか。
- 法律上は請求期間の制限の例外がないので、期限直前の同意撤回事案での例外を許容するにしても、可及的速やかな請求が必要であると思う。
- 児童相談所としては、親権を行う者等の同意・不同意は変わりうるということを前提に、準備をしておく必要があるのではないか。
- 同意の撤回等により現場の職員が作業に追われることが考えられるため、そういった問題等も踏まえて人員体制を検討すべきである。

### 【資料2について】

- 不服申立書の記載内容、不服申立ての審理イメージ、裁判所での決定書の取扱い等について検討することが必要であると思う。
- 一時保護開始時における適正性の判断は、一時保護開始時に分かっていた事実だけを基にして行われるものではなく、事後に調査した要素も考慮するものであるという点について現場で理解されるよう、「一時保護開始時の適正性」の意味の伝え方を工夫すべきではないか。
- 一時保護開始後に判明した事情や開始後に新たに生じた事情を不服申立て等どのように取り扱うか、検討すべきである。
- 事後的に明らかになった資料によれば、当初の一時保護状請求で主張していた内閣府令の各号とは異なる号に該当することとなった場合に、不服申立ての段階で、その異なる号を追加的・変更的に主張することができるかについても検討が必要ではないか。
- 不服申立ての要件の一つである「一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること」とはどのような場合かなどについて、整理する必要があるのではないか。

- ・ 「一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること」の要件については、事例の積み重ねにより明らかになる部分もあるのではないか。
  - ・ 以前示された一時保護の要件案では、子どもが一時保護してほしいと言ったことそれ自体は含まれていなかった。不服申立ての要件と併せて考えると、子どもの求めにより一時保護をしたものの子どもが理由を話さないために情報が得られないといった場合に、不服申立てによっても一時保護が認められる余地がないように思われ、懸念がある。
- 橋本（佳）構成員提出資料について、同構成員から説明がなされた。
- 事務局より、次年度においては、こども家庭庁支援局長の下で、本作業チームと同趣旨の作業チームが立ち上がる予定であり、同作業チームでは、引き続き本作業チームにおけるこれまでの議論をベースとして、継続的に検討を行っていくことを説明した。

以上